

衆議院小選挙区の選挙区割改定に伴う対応について

令和4年6月16日に衆議院議員選挙区画定審議会から勧告された「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案」に基づき今臨時国会に提出された、公職選挙法の一部を改正する法律案が11月18日に可決・成立いたしました。

改正公職選挙法では杉並区は、現在の67の投票区のうち15の投票区（第1～4、11～19、22、63投票区）が新たに東京都第27区として中野区と合区となり、これを除く52の投票区が東京都第8区となる内容となっています。

今回の区割改定に伴い、今後の投・開票所等の対応については、下記のとおりです。

記

1 選挙区について

東京都第8区と東京都第27区については裏面「投票区域一覧」のとおり区割りの規模（令和4年10月1日の選挙人名簿登録者数）

東京都第8区 389,926人

東京都第27区 97,831人

2 区割改定に伴う東京都第27区の投・開票施設等の開設について

(1) 当日投票所の15か所は従前どおりとする

改定では、現在の投票区域については従前のままのため、各投票区の変更は行わず、引き続き現在の投票所を使用する。

(2) 期日前投票所は5か所とする

方南区民集会所、和田区民集会所、永福和泉地域区民センター、高円寺地域区民センター及び区役所の5か所とする。ただし、永福和泉地域区民センター、高円寺地域区民センター及び区役所については、東京都第8区及び27区のいずれも投票できる期日前投票所とする。

(3) 開票所は高円寺体育館とする

新たに東京都第27区の開票所として高円寺体育館を開設する。東京都第8区の開票は引き続き荻窪体育館で行う。

3 実施時期及び周知

(1) 実施時期

公布・施行後に行われる衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査から適用する。

(2) 対象となる地域への周知

4年11月 杉並区町会連合会への説明
区公式ホームページに掲載

4年12月 広報すぎなみ(12月15日号)に掲載
対象地域へ周知チラシをポスティング

5年1月 対象地域の区民説明会

投票区域一覧

【東京都第27区】

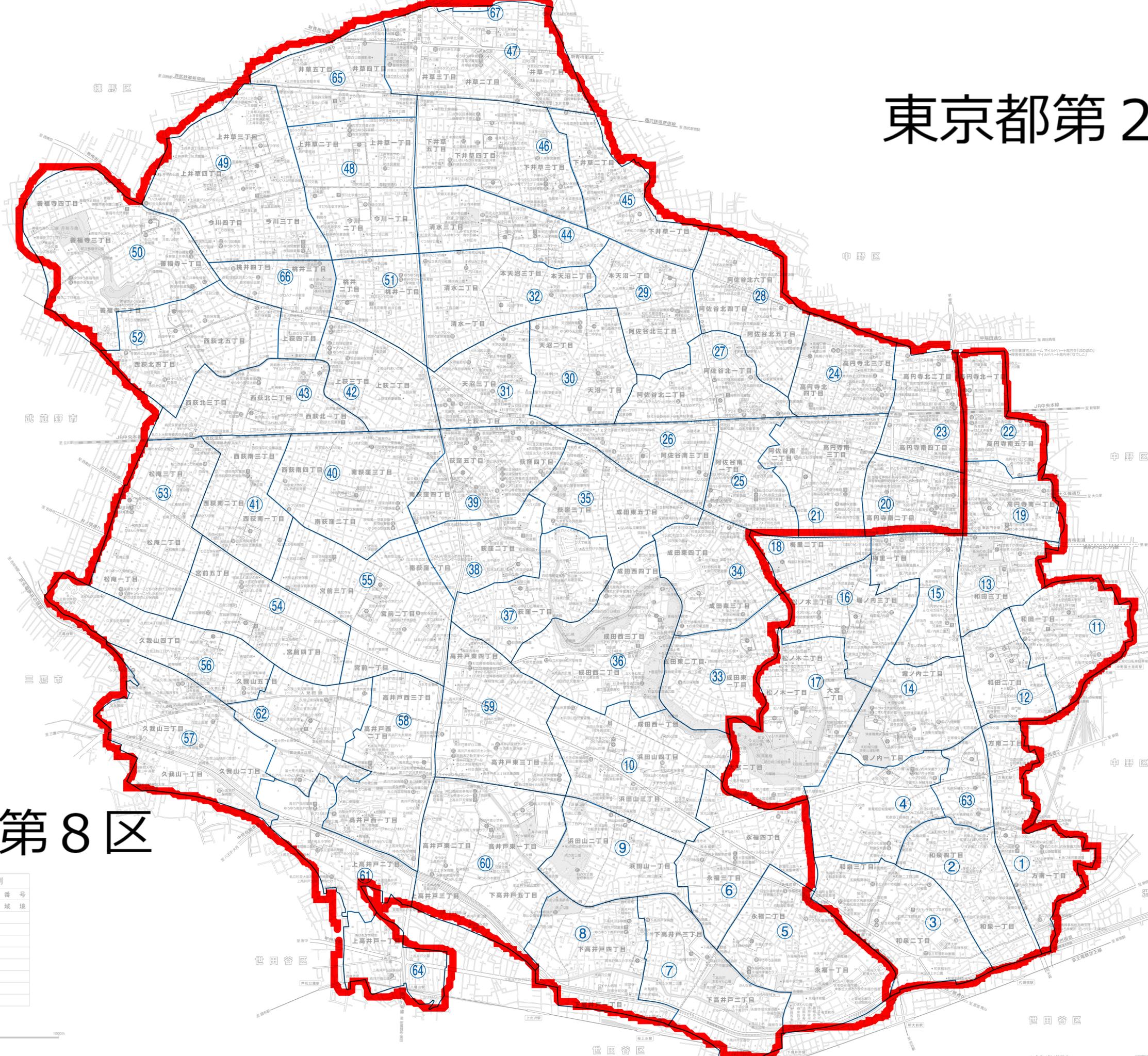
投票区	投票所施設名	投票区域
1	方南小学校	方南1丁目・2丁目全部
2	旧新泉小学校体育館	和泉1丁目全部、4丁目1～15、18～40
3	杉並和泉学園	和泉2丁目全部、3丁目1～22、永福1丁目1
4	大宮小学校	和泉3丁目23～63、4丁目16～17、46、堀ノ内1丁目8～14、大宮1丁目1～4、8～17
11	和田中央児童館	和田1丁目全部
12	和田中学校	和田2丁目全部
13	高南中学校	和田3丁目全部
14	済美小学校	堀ノ内1丁目15～27、2丁目1～39
15	堀ノ内東児童館	堀ノ内3丁目1～10、12～13、47～52、梅里1丁目全部
16	堀之内小学校	堀ノ内2丁目40～41、3丁目11、14～46、松ノ木2丁目33～41、3丁目全部
17	松ノ木小学校	松ノ木1丁目全部、2丁目1～32、大宮1丁目5～7、18～22、2丁目1～4、19～27
18	梅里区民集会所	梅里2丁目全部
19	杉並第三小学校	高円寺南1丁目全部、5丁目1～10
22	高円寺学園	高円寺南5丁目11～44、高円寺北1丁目全部
63	泉南中学校	和泉4丁目41～45、47～51、堀ノ内1丁目1～7

【東京都第8区】

上記を除く区域

東京都第27区

東京都第8区



凡 例	
⑤	投票区番号
—	投票区域境

1:10,000
0 200 500 1000